

大分大学学術情報拠点（情報基盤センター）ネットワークシステム運用管理細則

平成25年11月26日制定

平成25年学術情報拠点細則第1号

（趣旨）

第1条 この細則は、大分大学学術情報拠点規程（平成20年規程第7号）第17条及び大分大学学術情報拠点（情報基盤センター）及び大分大学学術情報拠点（医学情報センター）並びに大分大学学術情報拠点基盤情報システム利用規程（平成20年学術情報拠点規程第3号）第5条の規定により、学術情報拠点（情報基盤センター）（以下「センター」という。）及び旦野原キャンパスのネットワークシステム（以下「システム」という。）の管理運用及び利用に関し必要な事項を定める。

（システムの構成と運用管理等）

第2条 システムは、基幹ネットワーク及び支線ネットワーク（以下「サブネット」という。）から構成する。

- 2 基幹ネットワークは、学内の各建物間及びキャンパス間を接続するネットワークで構成するものをいう。
- 3 基幹ネットワークの運用管理及び保守は、センターが行い、基幹ネットワークセキュリティの確保に努めるものとする。
- 4 サブネットは、学内の建物内に独自に敷設され、基幹ネットワークに接続されたネットワークをいう。
- 5 サブネットの運用管理及び保守は、各建物を管理する部局が行い、当該建物が複数の部局にまたがる場合は、その部局間で協議して運用管理及び保守する部局を決めるものとする。

（管理者等）

第3条 システムを管理するために次の各号に掲げる者を置く。

- (1) ネットワーク管理者
 - (2) サブネット管理者
 - (3) サブネット運用責任者
 - (4) サブドメイン管理者
- 2 ネットワーク管理者は、学術情報拠点副拠点長（情報基盤センター担当）（以下「センター長」という。）をもって充てるものとし、システムの運用管理業務を統括する。
 - 3 サブネット管理者は、サブネットの範囲に応じて、学部長、学科長、課長又は施設の管理責任者とする。
 - 4 サブネット運用責任者は、サブネット管理者を補佐するために実際にサブネットを運用管理及び保守する者とする。
 - 5 サブドメイン管理者は、センターが管理するドメイン名（oita-u.ac.jp）に対するサブドメイン名を運用管理する者とする。

(センターの業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 基幹ネットワークの運用管理
- (2) データの保護管理
- (3) 不正なアクセスの防止
- (4) ウイルス感染及び感染拡大の防止
- (5) 利用者への教育及び広報
- (6) 利用に関する記録の管理
- (7) その他システムの運用管理に関する事項

(サブネット管理者の業務)

第5条 サブネット管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) サブネットに接続する情報機器のIPアドレスの割当て及びDNSサーバの運用
- (2) センター長の求めに応じたネットワーク関連調査への協力並びに基幹ネットワーク及びサブネット間の調整
- (3) 利用者に対する教育
- (4) サブネットセキュリティの確保
- (5) その他サブネットの運用管理のために必要な業務

2 前項第1号の業務については、その一部を協議の上、センター長に委任することができるものとする。

(サブドメインの割り当て)

第6条 サブドメイン名の割り当てに関し必要な事項は、別に定める。

(情報機器の設置)

第7条 システムに接続する情報機器の設置は、センター長又はサブネット管理者の承認を得なければならない。

2 システムに接続する情報機器を設置できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の役員及び職員
- (2) その他センター長が適当と認める者

(情報機器設置に係る遵守事項)

第8条 情報機器を設置し、サブネットに接続するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 新たに情報機器を設置し、サブネットに接続するときは、所定の申請書に情報機器の名称等を記載の上、サブネット管理者に申請し、IPアドレスの割当てを受けること。
- (2) DHCPサーバを利用して新たに情報機器を設置し、サブネットに接続するときは、所定の申請書によりIPアドレスの必要個数をサブネット管理者に申請し、割当てを受けること。
- (3) サブネットに接続している情報機器の全て又は一部について利用を中止するときは、

所定の申請書により速やかにサブネット管理者に届け出るとともに、割り当てられた I P アドレスを返納すること。

2 前項において、センター長が I P アドレスの割当てを行っているサブネットについては、サブネット管理者をセンター長と読み替えるものとする。

(利用者に係る遵守事項)

第 9 条 サブネットに接続された情報機器の利用者（以下「利用者」という。）は、システムの利用に当たり、国立大学法人大分大学情報セキュリティ基本規程（平成 2 3 年規程第 9 号）及び国立大学法人大分大学情報セキュリティ実施細則（平成 2 3 年細則第 4 号）に定めているもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) システムの円滑な運用を阻害しないこと。
- (2) システム内に流通する通信を妨害しないこと。
- (3) センター長又はサブネット管理者から、利用状況の報告又は動作試験の協力を求められたときは、これに応じること。
- (4) システムの運用に支障を来すようなネットワークセキュリティ上の問題が生じたときは、速やかにセンター長に報告すること。
- (5) その他システムの運用のためにセンター長、サブネット運用責任者等から指示があったときは、これに従うこと。

(承認の取消し等)

第 1 0 条 センター長又はサブネット管理者は、システムの運用に関してサブネット運用責任者又は利用者がこの細則に違反し、又はシステムの機能及び運営に重大な支障を来したと認めたときは、当該サブネット又はシステムに接続する情報機器の設置の承認を取り消し、又はその利用を一定の期間停止し、若しくはこれを制限することができる。

(学外ネットワークとの接続)

第 1 1 条 システムと国立情報学研究所が運営する学術情報ネットワーク（S I N E T）との接続業務は、センターが行うものとする。

- 2 センター以外の部局等が、基幹ネットワークを学外のネットワークに新たに接続しようとするときは、事前にセンター長に対して報告し、その運用に関し協議しなければならない。
- 3 サブネットを学外のネットワークに直接接続するときは、当該サブネットを基幹ネットワークに接続してはならない。

(経費の負担)

第 1 2 条 サブネットの維持、設置、変更及び保守に要する経費は、当該建物を管理する部局が負担するものとする。

- 2 情報機器とシステムを接続するために要する経費は、情報機器を設置する者が負担するものとする。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、情報機器とシステムの接続及び利用に関し必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成25年11月26日から施行する。
- 2 この細則の施行前に設置の承認を得ている情報機器については、第7条の承認を得たものとみなす。

附 則（平成28年学術情報拠点細則第1号）

この細則は、平成28年9月21日から施行する。